

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長 中原八一

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)
地域名 (地域内農業集落名)	南区 (上新田、新飯田、茨曾根、清水、東萱場、飯島、鑄物師興野、兎新田、牛崎、沖新保、上道潟、上八枚、蜘蛛興野、下道潟、十二道島、次郎工門興野、庄瀬、天王新田、菱潟、菱潟新田、古川新田、真木、和泉、浦梨、上木山、下木山、櫛笥、蔵主、田尾、田中、鍋潟、戸頭、平潟、平潟新田、万年、臼井、上浦、小蔵子、下八枚、白根古川、戸石、中小見、中山、堀掛、七軒、七軒町、鱒潟、神屋、小坂、十五間、上下諏訪木、白根、白根ノ内七軒、助次右工門組、能登、保坂、赤浜、朝捲、犬帰新田、瀬ヶ通、大郷、西酒屋、東笠巻、西笠巻、西笠巻新田、東笠巻新田、引越、鷺ノ木新田、北田中、上塩俵、下塩俵、下山崎、高井興野、中塩俵、根岸、松橋、山崎興野、西白根、味方、居宿、大倉、大倉新田、山王新田、吉田新田、山王、七穂、吉江、大別當、上曲通、木滑、下曲通、月潟、釣寄、釣寄新、西萱場、東長嶋、福島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は全耕作面積の8割以上が水田であることから、土地利用型農業が主体であり、農地の集積・集約化を進め、規模拡大や生産性の向上を図っていくことが課題となっている。また農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられ担い手・後継者不足が進行している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(1)全耕作面積の8割以上が水田であることから、土地利用型農業が主体であり、農地の集積・集約化を進め、規模拡大や生産性の向上を図っていくとともに野菜、花き、果樹の振興を図り、経営を複合化することで農業の振興を図る。
(2)農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられるとともに、不作付地の増加も進んでいることから、多面的機能支払交付金等を活用し、農家以外も含め地域の農地は地域で守ることを推進する。
(3)将来の農地利用の在り方について、担い手への集積を進めると共に耕作者同士の話し合いを進め農地を交換することにより、農地の連担化の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5,869.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5,869.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
【菱潟集落】中心経営体である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。
【蜘蛛興野集落】中心経営体を中心に、地区内の農業者及び隣接地区の農業者で担っていく。
【田中集落】中心経営体を中心に、地区内の農業者及び隣接地区の農業者で担っていく。
【朝捲集落】中心経営体である認定農業者2経営体を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【東笠巻新田集落】中心経営体である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。また、入り作者も多いため、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。
【引越集落】集落営農組織の立ち上げ、圃場整備事業などを活用し、更なる集積・集約化を図る。
【鷲ノ木新田集落】中心経営体である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。また、入り作者も多いため、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。
【吉江集落】中心経営体である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。また、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。
【吉田新田・山王集落】中心経営体である認定農業者及び近隣の農地所有適格法人を中心に、地区内の農業者で担っていく。入り作者も多いため、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。
【大別當集落】中心経営体である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【上新田、新飯田、茨曾根、清水、東萱場集落】果樹がさかんな地域であるため、水田については認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。様々な制度を活用し、地区内の全農用地の集積・集約化を図っていく。
【飯島、鑄物師興野、兎新田、牛崎、沖新保、上道潟、上八枚、下道潟、十二道島、次郎工門興野、庄瀬、天王新田、菱潟新田、古川新田、真木集落】中心経営体である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【和泉、浦梨、上木山、下木山、櫛笥、蔵主、田尾、鍋潟、戸頭、平潟、平潟新田、万年集落】中心経営体である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【臼井、上浦、小蔵子、下八枚、白根古川、戸石、中小見、中山、堀掛集落】既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、様々な制度を活用し、地区内の集積・集約化を図っていく。
【七軒、七軒町、鱒潟、神屋、小坂、十五間、上下諏訪木、白根、白根ノ内七軒、助次右工門組、能登、保坂集落】中心経営体である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、農地の集約化を図る。また、様々な制度の活用を図る。
【赤浜、犬帰新田、瀬ヶ通、大郷、西酒屋、東笠巻集落】果樹がさかんな地域のため、水田については既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、様々な制度を活用し、地区内の農地の集積・集約化を図っていく。
【西笠巻、西笠巻新田集落】中心経営体である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、農地の集約化を図る。また、様々な制度の活用を図る。
【北田中、上塩俵、下塩俵、下山崎、高井興野、中塩俵、根岸、松橋、山崎興野集落】中心経営体である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。
【西白根、味方、居宿、大倉・大倉新田・山王新田、七穂、上曲通、木滑、下曲通、月潟、釣寄、釣寄新、西萱場、東長嶋、福島集落】中心経営体である農地所有適格法人を中心に、様々な制度を活用しながら、農地の集積・集約化を図っていく。また、味方字2～9号においては、農地中間管理事業の取組を進め、更なる農地の集積・集約化を図る。
【大別當、上曲通、木滑、下曲通、月潟、釣寄、釣寄新、西萱場、東長嶋集落】圃場整備の計画があり、これを契機とし中心経営体である認定農業者を中心に地区内の農業者で担っていく。

(2)農地中間管理機構の活用方針
効率的な農地利用を進めるため、農地の出し手と受け手に様々な制度を説明し、農地中間管理機構の活用を図る。また、機構集積協力金等を活用し、農地の受け手である担い手を確保・育成する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、相談体制を強化するとともに、円滑な農地の確保に向け、農地のあっせん及び貸借の推進、栽培技術・知識の習得支援、営農継続環境の整備等の取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑤果樹農家や法人への就業支援、果樹での新規就農支援、樹園地の円滑な引継・受委託を進め、産地の存続を図る。
 ⑦農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられるとともに、不作付地の増加も進んでいることから、多面的機能支払交付金等を活用し、農家以外も含め地域の農地は地域で守ることを推進する。